

第10節 快適な生活空間の創造

1 環境と調和のとれた生活空間の整備

(1) 現況

生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とした、総合的・計画的な国土利用に関する法律として、国土利用計画法がある。同法は、土地利用に関する諸計画を体系化して、昭和49年に制定されたもので、土地利用関係諸計画及び土地利用規制の体系化、土地取引の規制や遊休土地に関する措置により、土地政策を総合的に推進するものである。

愛媛県では、同法に基づき、国土の利用に関する基本的かつ長期的な構想である国土利用計画と、同計画を基本として地図上で具体的な土地利用の状況や方向性を示す土地利用基本計画を定めている。

① 国土利用計画（愛媛県計画）

国土利用計画（愛媛県計画）は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、公共の福祉の向上、自然環境の保全などを図りながら、国土利用の配分とその利用方向を示した長期的な構想である。現在の第四次県計画は、平成25年3月に平成32年を目標年次として策定されたもので（第一次計画は、昭和52年に、第二次計画は、昭和62年、第三次計画は、平成13年に策定）、「県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念としている。

第三次県計画からの主な変更点は、東日本大震災を始めとする近年の災害の増加・甚大化の傾向や南海トラフ地震などの大規模地震・津波の発生の懸念に加え、近年の「地球温暖化」対策や石油・エネルギー等の「資源が制約されること」による影響への懸念を追加し、これらを踏まえた県土の保全と安全性の確保を図ることとしていること、また、新たな視点として、量的・質的側面だけではとらえきれなかった「土地と土地」、「土地と人」の関わりの重要性を、「土地利用を巡る状況」という視点から、「土地利用相互の関係性の高まり」や「多様な主体の関わりの増加」、「人々の参加意識の高まり」として示し、都市的土地利用と自然的土地利用の調和ある土地利用や県民参加の県土管理を推進することとしている。

なお、本計画は、総合的かつ計画的な土地利用の調整を図るため、次の事項を定めている。

ア 県土の利用に関する基本構想

イ 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

ウ イに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

なお、本計画における県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、表2-6-81のとおりである。

表 2-6-81 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

利用区分	年次	平成22年	平成32年	構成比		増減率
				平成22年	平成32年	
農用地		53,900	50,700	9.5	8.9	94.1
農地		53,600	50,400	9.4	8.9	94.0
採草放牧地		300	300	0.1	0.1	100.0
森林		400,600	399,440	70.6	70.3	99.7
原野		1,000	1,000	0.2	0.2	100.0
水面・河川・水路		13,250	13,400	2.3	2.4	101.1
道路		21,450	23,230	3.8	4.1	108.3
宅地		24,600	25,690	4.3	4.5	104.4
住宅地		15,100	16,200	2.7	2.9	107.2
工業用地		2,400	2,400	0.4	0.4	100.0
その他の宅地		7,090	7,090	1.2	1.2	100.0
その他		53,000	54,540	9.3	9.6	102.9
合計		567,800	568,000	100.0	100.0	100.0
市街地		15,400	15,400	—	—	100.0

注1 平成22年の地目別区分は、都市計画課調べによる。

2 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

3 市街地は、国勢調査の定義による人口集中地区であり、平成22年の市街地の面積は、同年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

4 構成比は、四捨五入により内訳が一致しない場合がある。

② 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、適正で合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画を基本として都道府県が策定する計画である。

また、本計画は都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものであり、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するに当たっての基本となる。

なお、本計画は、計画書と計画図（5万分の1）から構成されており、計画書では次の事項について定めている。

ア 県土利用の基本方向

イ 圏域別の土地利用の基本方向

ウ 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域における土地利用の原則

エ 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

オ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

なお、計画図には五地域がそれぞれ区域表示されている。

また、五地域区分の面積は、表2-6-82のとおりである。

表 2-6-82 五地域区分の面積 平成25年3月31日現在

区 分		面積 (ha)	割合 (%)
五 地 域	都 市 地 域	163,213	28.7
	農 業 地 域	348,513	61.4
	森 林 地 域	404,935	71.3
	自 然 公 園 地 域	39,891	7.0
	自 然 保 全 地 域	1,947	0.3
計		958,499	168.8
白 地 地 域		2,751	0.5
合 計		961,250	169.3
県 土 面 積		567,850	100.0

注1 県土面積は、平成24年10月1日現在である。

2 五地域区分の面積は土地利用基本計画上で計測したものである。

(2) 対策

① 大規模開発行為対策

民間が行う5ha以上の開発行為については、乱開発の防止と土地利用の適正化を図ることを目的として、昭和48年3月「大規模開発行為に関する指導要綱」を制定し、知事に事前協議を行わせることにより指導を行ってきた。

その後、土地利用関係諸法令の整備に伴い、それぞれの法令の趣旨及び実態に即した運用を図る必要が生じたこと、県土の適正かつ合理的な利用を図るためには大規模開発行為に対する総合的な指導及び調整が必要と認められたことから、昭和54年4月、現在の調整・誘導型の指導要綱に全面改正した。

なお、ゴルフ場については、計画的土地利用と防災措置に万全を期することとし、要綱とは別に「ゴルフ場の規制についての基本方針」を定めて規制を行ってきたが、平成18年1月のえひめ瀬戸内リゾート開発構想の廃止に伴い、平成18年2月に要綱を改正し、基本方針を要綱の本則に規定して、引続き総量規制を行っているところである。

指導要綱による平成24年度末現在の処理状況は、表2-6-83のとおりである。

表 2-6-83 大規模開発行為に関する指導要綱による処理状況

平成25年3月31日現在 (単位: ha)

区 分	完 成		工事・掘採中		承 認 済		審 査 中		合 計	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
ゴルフ場用地	15	1,487.0							15	1,487.0
住 宅 用 地	3	34.1							3	34.1
レジャー施設用地	2	69.3							2	69.3
別 荘 用 地	2	23.6							2	23.6
鉱物の掘採			1	22.1					1	22.1
工 場 用 地			1	39.1					1	39.1
木 材 市 場	1	8.8							1	8.8
商業施設用地	2	11.6							2	11.6
計	25	1,634.4	2	61.2					27	1,695.6

② 都市計画の推進

都市計画は、都市住民の健康で文化的な生活及び機能的な都市活動を確保すること、また、このためには、適正な制限の下、土地の合理的な利用により、都市の健全な発

展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを基本理念として定めている。

本県においても、都市計画法に基づき松山広域及び今治広域の線引き都市計画区域と、非線引き12都市計画区域を図2-6-12のとおり指定しており、その中で

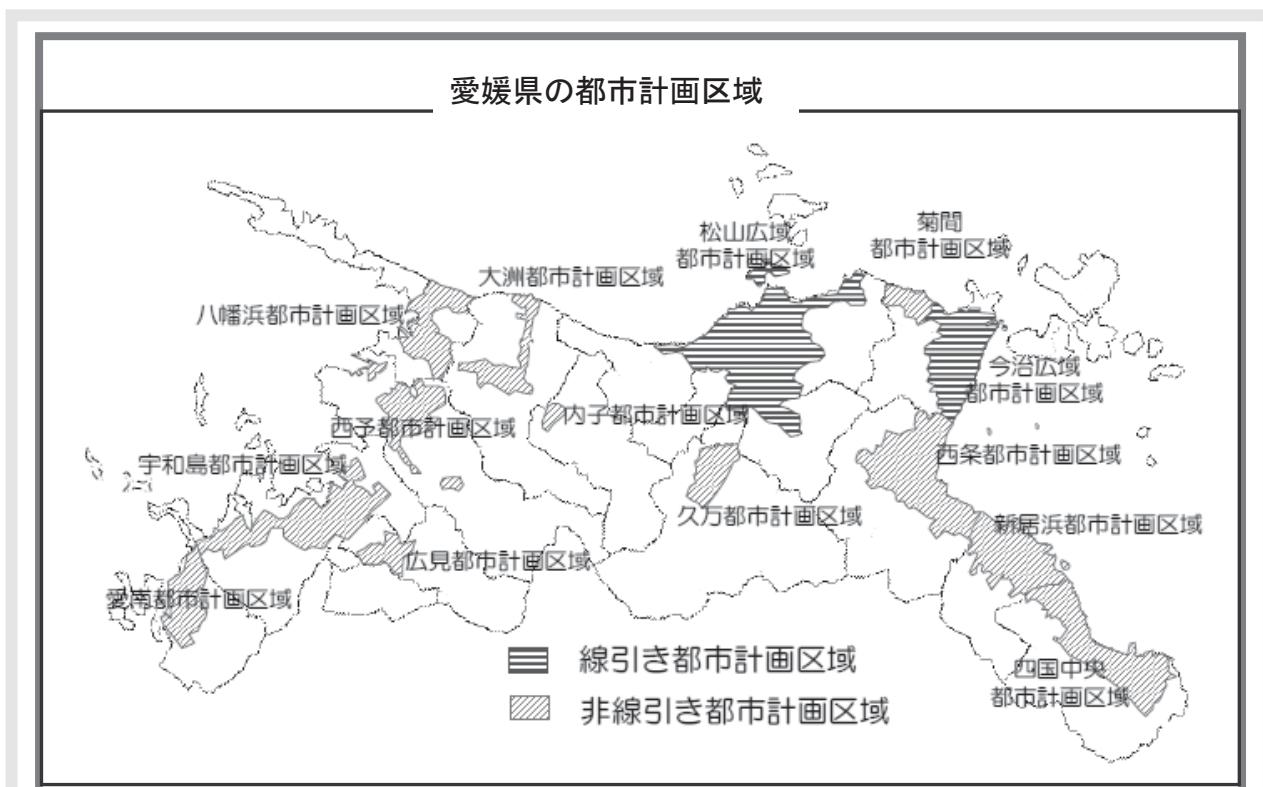
ア 土地利用に関する計画……………市街化区域及び市街化調整区域（線引き）、
地域地区（用途地域等）、地区計画等

イ 都市施設に関する計画……………公園、道路、下水道及び供給処理施設等

ウ 市街地開発事業に関する計画……土地地区画整理事業等

について必要なものを一体的かつ総合的に定めている。

図2-6-12 愛媛県の都市計画区域図



また、平成13年5月に施行された改正都市計画法により、都市型社会にふさわしい“概ね20年後の都市の将来像”を示した都市計画区域マスタープランを県下18の都市計画区域すべてで策定することが義務付けられた。

県では、平成13年12月に学識者等10名で構成する「愛媛県都市計画区域マスタープラン策定専門部会」を設けて検討・審議を行い、住民の意見を反映させるための説明会・公聴会の開催等を経て、平成16年5月14日18都市計画区域すべてにおいてマスタープランを都市計画決定している。その後市町村合併に伴い再編をすすめ、現在、14都市計画区域を指定しマスタープランを見直している。

都市計画区域マスタープランでは、“主要な都市計画の決定の方針”の中で、環境に関する事項として、“自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針”の中に、「自然環境の整備又は保全の方針の概念」、「整備水準の目標値」、「緑地の配置方針」、「実現のための具体の都市計画制度の方針」などを定めている。

今後の都市計画は、都市計画区域マスタープランに基づき長期的視野に立ったまちづくりを推進し、自然環境と調和した公害のない住みよい町とすることが重要であると考えている。

なお、平成24年度においては、表2-6-84のとおり計画決定等を行っている。

表2-6-84 平成24年度都市計画決定及び変更状況（県及び市町決定）

区 分	件 数	区 分	件 数
区域区分(線引き)	0	下水道	1
地域地区	15	市街地開発事業	1
道 路	16	そ の 他	8
緑 地・公 園	2	計	43

③ 開発行為の許可

都市計画法に基づく開発行為の許可に際しては、開発面積3,000㎡以上の申請に対して開発区域の3%以上を公園・緑地等にすることや開発面積1ha以上の場合、樹木の保存や表土の保全に努め、さらに、工場等の開発においては、騒音や振動等の面から緑地帯や緩衝帯を開発区域の周辺に設けることを義務付けている。

また、平成17年4月からは、開発区域内の開発道路の歩道部分については、地下水かん養や雨水貯留に優れた効果のある透水性舗装とするよう義務付け、環境保全に努めている。

(3) 都市景観

① 現況

近年の経済社会の成熟化に伴い、人々の価値観が多様化、高度化しており、都市のあり方についても、機能性や効率性の重視から、快適で潤いのある生活環境の形成等、質の向上を図る方向に転換しつつある。

このような中で、地域の風土、自然、文化などと調和した都市景観の形成が強く望まれている。「都市景観」は、必ずしも都市施設や建築物のみの景観ではなく、常に様々な景色の総合性により構築されており、特に愛媛県の場合、自然の残る田園地帯や長い海岸線、多くの水系があり、県南部には、山岳地帯が広がっているため、都市施設や建築物に視点を当てた景色であっても、その背景としての自然的な景色も含まれたものとなる。

愛媛県における都市景観資源の特徴として、都市内の豊富な水辺空間、森林等の緑資源、市街地の緑地や樹木、歴史的街並みや建造物があり、これらを生かした景観形成が望まれるが、現状では、住民に触れ合う形での都市景観形成が乏しく、快適で魅力ある都市景観の形成が遅れている。

このため、本県においては、平成16年4月には都市計画区域を有する市町村と「愛媛県景観協議会」（平成17年4月に「愛媛県景観形成推進会議」に改称）を設立し、市町と連携し、景観計画の策定を推進する等、住む人にも訪れる人にも愛される「愛媛らしい魅力あるまちづくり」に取り組んでいる。

また、都市景観形成の一要素である屋外広告物については、良好な景観を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法及び愛媛県屋外広告物条例により、

屋外広告物の表示・設置場所及び方法等について、必要な規制を行っており、違反屋外広告物の規制取締りについては、権限移譲市町と協議し、道路管理者等の関係機関の協力を得て違反広告物の一掃に努めている。

なお、景観行政団体となった市町に対して条例制定権限等に移譲するため、平成18年2月県議会において、関係規定を整備するための条例改正を行い、現在4市町（宇和島市、八幡浜市、大洲市、内子町）に対して権限移譲している。

② 対策

平成5年3月に屋外広告物条例を改正し、「広告景観モデル地区制度」を創設した。この制度は、まちなみや風景と屋外広告物の調和や統一感を創り出すために、地域住民の要望に基づき、特定の地域について、条例の規制に自主的な規制を上乗せすることにより、他の地域のモデルとなるような地域づくりを推進するものであり、景観形成を住民側から自主的に進める方策として、今後、積極的な活用を推進していくこととしている。

また、平成16年12月には、良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るために「景観法」が施行されている。今後、この法律を活用し、より一層、良好な景観づくりを進めたいと考えており、平成17年11月には、市町が景観計画を策定する際の手順や留意事項等を取りまとめた「えひめ景観計画策定ガイドライン」を策定しているほか、平成23年4月からは景観に関して専門的なアドバイスができる人材を市町へ派遣できる「景観形成アドバイザー制度」の運用を開始し、各市町の取組を積極的に支援している。なお、現在、宇和島市、内子町、上島町、大洲市、松山市、八幡浜市、今治市及び伊予市の8市町が景観計画を策定している。

良好な都市景観は、県あるいは市町等公共サイドのみで形成できるものではなく、民間サイドの協力も得られてこそ、都市空間全体に波及させることができるものと考えられることから、今後とも、住民に最も身近な自治体である市町が「景観法」を活用し、良好な景観の形成に取り組むよう、「愛媛県景観形成推進会議」等を通じて、助言していきたいと考えている。

③ 風致地区

緑の保全や都市景観の形成を図るため、昭和53年4月に松山広域都市圏内の自然的景観の良好な14地区（505ha）を風致地区として決定し、平成元年2月には公園との調和のとれた自然環境を保全するため、宇和島市の南楽園周辺1地区（191ha）を風致地区として決定している。

これらの風致地区内では、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等については許可が必要であり、風致条例で定めた基準等により風致を維持するための規制を行っている。

平成23年8月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）」により政令が改正されたことに伴い平成25年4月1日に県の風致条例を廃止し、県内で風致地区を有する松山市、宇和

島市及び伊予市は、いずれも市の風致条例を定めて積極的に都市景観の保全等を図っている。

(4) 文化財

① 現況

本県は、国指定名勝の面河溪をはじめとする美しい自然と風土に恵まれるとともに、瀬戸内海に面し、古くから他地域との交流が盛んに行われ、このように恵まれた環境の中で、私たちの祖先は薫り高い文化を生み育ててきた。寺社建築を始めとする建造物や鎧・刀などの美術工芸品には、全国に誇れる非常に優れたものが多く保存されており、また、「エヒメアヤメ」（松山市）や「ハマユウ」（宇和島市）などの天然記念物は、地域の方々の積極的なボランティア活動により保護が行われている。

県内の国及び県指定文化財の件数は、国指定が200件（うち国宝等14件）、県指定が326件である。その内訳は、表2-6-85のとおりである。

表2-6-85 国・県指定文化財件数一覧（平成25年3月31日現在）

区	分	国指定	県指定	計
有形文化財	建造物	37(3)	21	58(3)
	石造美術	10	9	19
	絵画	1	14	15
	彫刻	15	42	57
	工芸品	87(8)	40	127(8)
	書跡等	6	11	17
	考古資料	1(1)	4	5(1)
	歴史資料	1	2	3
	小計	158(12)	143	301(12)
無形文化財		0	2	2
民俗文化財	有形民俗文化財	1	8	9
	無形民俗文化財	1	35	36
	小計	2	43	45
記念物	史跡	14	49	63
	名勝	10	12	22
	天然記念物	13(2)	77	90(2)
	小計	37(2)	138	175(2)
文化的景観		1	0	1
伝統的建造物群保存地区		2	0	2
合計		200(14)	326	526(14)

注 1 この他に記録作成等の措置を講ずべきものとして選択されたもの（無形文化財1件、無形民俗文化財9件）がある。

2 ()は内数で、国宝、特別天然記念物を示す。

3 登録有形文化財(国)宇和島市歴史資料館(旧宇和島警察署)等108件。

4 登録記念物(国)四十島(ターナー島)、瓢箪島2件。

② 対策

ア 文化財の保護

- ・ 愛媛県文化財保護審議会

文化財に関する専門的な知識を有する10名の委員で構成する「愛媛県文化財保護

審議会」を設置し、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議している。

- ・ 文化財巡視活動

文化財の保存管理状況を把握するとともに、文化財の愛護思想の普及啓発を図るため、県下で13名の文化財保護指導員を委嘱し、年間を通じて建造物や記念物・重要な埋蔵文化財包蔵地など、文化財の巡視を行っている。

- イ 文化財の維持管理や保存修理のための助成措置

- ・ 重要伝統的建造物群保存修理事業

西予市が行う宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区及び内子町が行う八日市護国伝統的建造物群保存地区の保存修理事業に対して、助成措置を行い文化財の維持管理に努めることによって、南予地域の文化振興、ひいては地域活性化を図っている。

- ・ 国指定文化財管理事業

国指定文化財の維持管理のために、所有者又は管理団体（以下「所有者等」という。）が行う防災設備保守点検や環境整備等に対して、助成措置（国宝「太山寺本堂」防災設備点検他8件）を行い文化財の維持管理に努めている。

- ・ 重要文化財等保存修理事業

国指定文化財等の保存のために、所有者等が行う保存修理事業等に対して、助成措置（「大山祇神社の美術工芸品（胴丸）保存修理」他2件）を行い文化財の保存に努めている。

- ・ 文化財保存顕彰事業

県指定文化財の保存、伝承、修理及び周知活用のために、所有者等が行う事業に対して、助成措置（史跡「松平定行の霊廟」（松山市）唐門修理他4件）を行い文化財の保存活用に努めている。

- ウ 近代化えひめ歴史遺産総合調査事業

近代化遺産を文化財として保存・顕彰（指定・登録等）するため、平成23年度から2年計画で、県下の近代化遺産の建築学的特徴や歴史的沿革等について調査し、近代化遺産の図面や建築学的な特徴、学術的な論考を盛り込んだ「近代化えひめ歴史遺産総合調査報告書」を刊行した。

① 実施方法：（公財）えひめ地域政策研究センターに委託

② 調査対象： 幕末（1853年）から第二次世界大戦終結時（1945年）までの間に、近代的手法によって造られた建造物など

- エ 文化財愛護思想の普及啓発

優れた文化財を守り、後世に引き継いでいくためには、文化財を大切に作る気運を広く一般に高めることが重要である。

このため、学校関係者等の要請に応じ、地域を代表する文化財等を活かした学習教材（DVD）を活用し、現地において文化財に関する出前講座を行っている。

また、1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当り、「文化財防火デー」とされていることから、防火訓練等の実施や文化財の防災に関する広報活動

などを行うことにより、文化財愛護思想と防災意識の高揚に努めている。

なお、公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センター及び市町において、随時、埋蔵文化財の発掘調査説明会を開催するほか、毎年11月1日～7日までの文化財保護強調週間には、文化財保護に万全を期するため、積極的に広報活動を行うとともに、市町においては各種展示会、史跡めぐり等の行事を実施している。

(5) 観光

本県では、全国的に知名度の高い観光資源として、西日本最高峰の石鎚山、海洋性生物の息が多い西海海岸、大三島の大山祇神社、松山城、内子町の町並みが挙げられるほか、来島海峡の潮流や瀬戸内しまなみ海道の橋や島々の景観がある。

また、本県の多彩な自然と豊かな歴史文化を反映して、各市町には、それぞれ史跡や神社・仏閣、あるいは景勝地が数多くあるのに加えて、各自治体がそれぞれの歴史文化、伝統工芸、自然などの地域資源を活用してた地域おこし・まちづくりを積極的に進めるとともに、各種イベントを開催し、創意工夫を行いながら、観光資源の創出に努めている。

平成18年5月に瀬戸内しまなみ海道が全通し、更に、平成24年3月には、松山自動車道が宇和島まで延伸するなど一層の観光振興が期待されているところである。

一方、これまでの物見遊山的な観光の枠を超えて、テーマ性の強い観光が増加しており、健康志向の高まりに伴い注目されているヘルスツーリズム、豊かな自然の基で行われるグリーンツーリズム、自然環境へ配慮したエコツーリズムなど様々なニューツーリズムが生まれている。

また、環境保護や健康意識の高まりによって、手軽で環境にやさしい自転車が注目されている。

このため、平成22年度に策定した愛媛県観光振興基本計画では、温泉をテーマとしたヘルスツーリズムなどの「ニューツーリズムの推進」や、しまなみ海道を活用した長距離・中距離の自転車イベントの開催などの「自転車観光の振興」を基本施策に掲げている。

2 やすらぎと潤いのある緑と水辺空間等の整備

(1) ため池や農業用排水路

ため池や農業用排水路は、貴重な農業用水の安定的供給のみならず、県民生活にやすらぎと潤いを与える身近な水辺空間であることから、農村環境への調和に配慮した整備により、快適な生活環境や水域のネットワークの保全・再生を進めている。

また、混住地域のため池は、水棲生物の保管庫としても重要な水域であることから、地域住民参加型の「池干し」を開催し、点検や清掃といった維持管理作業とともに、ため池の持つ多面的機能に対する啓発活動や外来種駆除を含めた生き物調査を行うことで、地域ぐるみのため池管理や環境保全活動の促進に努めている。

(2) 都市公園

① 現況

都市公園は、都市に緑と潤いを与え、住民がゆとりとやすらぎを得ることができる大切な都市基盤施設であるとともに、都市環境の改善や災害時の延焼防止や避難拠点等の役割も重視されている。

本県における都市公園は、街区公園・近隣公園・地区公園といった歩いていける範囲の公園から、総合公園・運動公園などの市町単位、さらには大規模公園など市町の区域を越えてつくられる大きな公園まで、現在578箇所、1,480ha（H24年3月末現在）の都市公園が開設されている。これを都市計画区域内の人口一人当たりの面積に換算すると、11.8㎡（全国平均9.9㎡）となっている。

② 都市公園事業の取組

本県では、従来から都市公園の国庫補助事業により整備を進めており、平成24年度は県8箇所及び7市町10箇所において事業を実施した。このほか、市町の実施するまちづくり交付金を活用した事業や県及び市町の単独事業等により都市公園の整備促進を図っているところである。

今後、現下の厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な都市公園事業の執行に努め、都市環境の保全を図っていく。

(3) 親水公園

河川は古くから人々の生活と深い繋がりがあり、治水機能はもちろん、生活用水や農業用水などの利水機能と併せ、現在においても人々の暮らしに必要な社会資本である。

また近年は、それらの機能だけでなく、河川が従来から有している「環境（親水）」機能についても重視されており、地域の身近な自然空間やレクリエーション活動の場として注目されている。そのため、遊歩道や散策道、緩傾斜護岸や階段護岸など、水と親しむことのできる空間の整備をこれまで行ってきた。

なお、本県における親水空間の整備は、これまで117河川で実施されており、親水機能だけでなく、災害時の避難拠点など防災上の役割も果たしている。

(4) 海辺の公園

① 現況

海に面した公園は、多様な人々が交流するにぎわいのある水際空間として、港湾や海岸でのレクリエーション活動や憩いの場を提供する大切な施設であるとともに、港湾労働環境の改善や避難緑地として防災拠点等の役割も担っている。

本県における海に面した公園のうち、環境の保全に関する指標としている海岸事業で整備した人工海浜については、平成24年末現在で16箇所（うち14箇所が海岸環境整備事業箇所）が開設されている。

② 海辺の公園にかかる事業の取組

本県では、従来から海岸保全基本計画に基づき海岸の整備を進めており、自然災害からの人命・財産の防護に加え、貴重な自然環境の保護や環境との調和、海岸利用の促進の視点から、人や自然に配慮した海岸整備に努めている。